

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案			現 行		
<p>付 則 （他の法律による給付との調整）</p> <p>第7条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の数が2である場合にあっては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額がこの条例による当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>			<p>付 則 〔同左〕</p> <p>第7条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の2が支給される場合にあっては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額がこの条例による当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該年金たる給付の2が支給される場合にあっては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>		
傷病補償年金	<p>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定に</p>	0.86	傷病補償年金	<p>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金</p>	〔同左〕

<u>による障害共済年金 （以下この条において「障害厚生年金等」という。）</u>			
国民年金法（昭和34年法律第141号）による <u>障害基礎年金</u> （同法第30条の4の規定による障害基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下この条において同じ。）	0.88	国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による <u>障害基礎年金</u> （同法第30条の4の規定による障害基礎年金並びに国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この条において「共済各法」という。）の規定による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下この条において同じ。）	〔同左〕
国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下この条において「昭和60年法律第34号」という。）第5条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号。以下この条において「旧船員保険法」という。）による <u>障害年金</u>	0.75	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下この条において「昭和60年法律第34号」という。）第5条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号。以下この条において「旧船員保険法」という。）の規定による <u>障害年金</u>	〔同左〕
昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年	0.75	昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年	〔同左〕

	金保険法（以下この条において「旧厚生年金保険法」という。）による障害年金			金保険法（以下この条において「旧厚生年金保険法」という。）の規定による障害年金	
	昭和60年法律第34号第1条の規定による改正前の国民年金法（以下この条において「旧国民年金法」という。）による障害年金	0.89		昭和60年法律第34号第1条の規定による改正前の国民年金法（以下この条において「旧国民年金法」という。）の規定による障害年金	〔同左〕
障害補償年金	障害厚生年金等	0.83		厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	〔同左〕
	国民年金法による障害基礎年金	0.88		国民年金法の規定による障害基礎年金	〔同左〕
	旧船員保険法による障害年金	0.74		旧船員保険法の規定による障害年金	〔同左〕
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74		旧厚生年金保険法の規定による障害年金	〔同左〕
	旧国民年金法による障害年金	0.89		旧国民年金法の規定による障害年金	〔同左〕
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（次項において「遺族厚生年金等」という。）	0.84		厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	〔同左〕
	国民年金法による遺族基礎年金（昭和60年法律第34号附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金の事由と同一の事由により支給される遺族基礎年	0.88		国民年金法の規定による遺族基礎年金（昭和60年法律第34号附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金及び共済各法の規定による遺族共済年金の事由と同一の事由により支給される遺族基礎年金を除く。以下この条において同じ。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	〔同左〕

金を除く。次項において同じ。)又は国民年金法による寡婦年金	
旧船員保険法による遺族年金	0.80
旧厚生年金保険法による遺族年金	0.80
旧国民年金法による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

2 前項の場合において、年金たる補償の事由と同一の事由について障害厚生年金等及び国民年金法による障害基礎年金又は遺族厚生年金等及び国民年金法による遺族基礎年金が支給される場合の当該年金たる補償の額に乗じる率は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年金たる補償の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる率とする。

傷病補償年金	0.73
障害補償年金	0.73
遺族補償年金	0.80

3 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の数が2である場合にあっては、それぞれの当該年金たる給付に応じ同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除して得た率）を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の数が2である場合にあっては、それらの合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

障害厚生年金等	0.86
国民年金法による障害基礎年金	0.88

旧船員保険法の規定による遺族年金	〔同左〕
旧厚生年金保険法の規定による遺族年金	〔同左〕
旧国民年金法の規定による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	〔同左〕

2 前項の場合において、年金たる補償の事由と同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金又は厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合の当該年金たる補償の額に乗じる率は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年金たる補償の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる率とする。

傷病補償年金	〔同左〕
障害補償年金	〔同左〕
遺族補償年金	〔同左〕

3 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の2が支給される場合にあっては、それぞれの当該年金たる給付に応じ同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除して得た率）を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の2が支給される場合にあっては、それらの合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	〔同左〕
国民年金法の規定による障害基礎年金	〔同左〕

旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

4 前項の場合において、休業補償の事由と同一の事由について障害厚生年金等及び国民年金法による障害基礎年金が支給される場合の当該休業補償の金額に乗じる率は、同項の規定にかかわらず、0.73とする。

旧船員保険法の規定による障害年金	〔同左〕
旧厚生年金保険法の規定による障害年金	〔同左〕
旧国民年金法の規定による障害年金	〔同左〕

4 前項の場合において、休業補償の事由と同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合の当該休業補償の金額に乗じる率は、同項の規定にかかわらず、0.73とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の付則第7条の規定は、平成27年10月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第5条第1項に規定する年金たる補償(以下「年金たる補償」という。)及び同条例第7条に規定する休業補償(以下「休業補償」という。)並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。